

特定求職者雇用開発助成金を 受給する事業者の方へ

平成24年4月1日以降に支給申請期間の初日を迎えるものから
申請期間を**2か月に延長**します

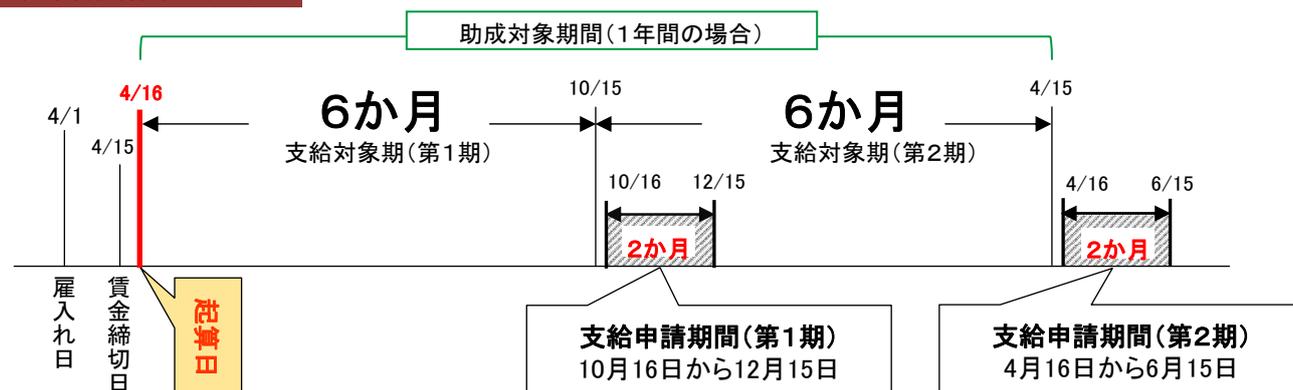
特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者、障害者、東日本大震災による被災離職者など、就職が特に困難な人を雇い入れた事業者に対して、賃金の一部を支給するもので、3種類の助成金・奨励金があります。

それぞれの助成金・奨励金の支給申請期間は、これまで、支給対象期(※)の末日の翌日から1か月となっていました。が、**平成24年4月1日以降に申請期間の初日を迎えるもの**からは、申請期間を2か月に延長します。

※ 支給対象期とは、助成対象期間(助成金の種類や企業規模により1~2年間)を、**起算日**から6か月ごとに区切った期間です。

	助成金名称	受給できる事業者	支給対象期の起算日
特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者雇用開発助成金	高年齢者(60歳以上65歳未満)、障害者など就職が特に困難な求職者を雇い入れた事業者	●賃金締切日が定められていない場合 :雇入れ日 ●賃金締切日が定められている場合 :雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日
	高年齢者雇用開発特別奨励金	65歳以上の離職者を雇い入れた事業者	(注)賃金締切日に雇い入れた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れ日
	被災者雇用開発助成金	東日本大震災による被災離職者・被災地域に居住する求職者(65歳未満)を雇い入れた事業者	●賃金締切日にかかわらず、雇入れ日

◇申請期間の例◇



◇ご注意◇

- 平成24年3月30日から4月29日までが当初の申請期間であるような場合は、4月1日以降に申請期間の初日を迎えるものではないため、**延長の対象とはなりません。**

詳細は、最寄りのハローワークまたは労働局へお問い合わせください。